

規制シート(様式)

(別紙1)

160194701410001

平成27年7月30日

| | | | |
|------------|--|--------------------------------|-------------------------------------|
| 規制の名称 | 許認可における口座残高要求 | 所管府省 | 厚生労働省 |
| 根拠法令等 | 職業安定法(昭和22年法律第141号) 労働者派遣法(昭和60年法律第88号) | 担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名 | 職業安定局派遣・有期労働対策部需給調 整事業課長 富田 望 |
| 規制目的 | 職業紹介事業や労働者派遣事業については適正な事業運営の確保や求職者及び派遣労働者の利益の保護のためには、事業を営む者に一定の能力を担保することが必要であるため。 | | |
| 規制内容の概要 | <p>職業安定法では、職業紹介事業の許可基準の一つとして、当該事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有するものであることを規定している。具体的には、業務運営要領において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産(繰延資産及び営業権を除く。)の総額から負債の総額を控除した額が500万円に申請者が有料職業紹介事業を行おうとする事業所の数を乗じて得た額以上であること ・事業資金として自己名義の現金・預貯金の額が、150万円に申請者が有料職業紹介事業を行おうとする事業所の数から1を減じた数に60万円を乗じた額を加えて得た額以上となること <p>としている。</p> <p>労働者派遣法では、一般労働者派遣事業の許可基準の一つとして、当該事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであることを規定している。このうち財産的基礎については業務取扱要領において、原則として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産(繰延資産及び営業権を除く。)の総額から負債の総額を控除した額(以下「基準資産額」という。)が2,000万円に当該事業主が一般労働者派遣事業を行う(ことを予定する)事業所の数を乗じた額以上であること ・基準資産額が、負債の総額の7分の1以上であること ・事業資金として自己名義の現金・預金の額が1,500万円に当該事業主が一般労働者派遣事業を行う(ことを予定する)事業所の数を乗じた額以上であること <p>としている。</p> | 関連する予算 | - |
| 規制の最近の改廃経緯 | - | 関連する政策評価結果 | - |

| | | | |
|-----------------------------------|--|-----------------------|-----------|
| <p>規制を維持、改革 又は新設する理 由</p> | <p>職業紹介事業及び労働者派遣事業については、適正な事業運営の確保や求職者及び派遣労働者の利益の保護のためには、事業を営む者に一定の能力を担保することが必要である。 現行の許可基準の運用にあたっては、事業を営む者が自由裁量にて処分できる現金・預金等の額が、許可基準に定める額以上であることが確実であり、かつ、そのことが許可申請時点において客観的に判断できる資料として、法人の場合貸借対照表及び損益計算書、個人の場合残高証明書等により確認をしているところ。 事業を営む者が自由裁量にて処分できる現金・預金等の額が、許可基準に定める額以上であることが確実であり、かつ、そのことが許可申請時点において客観的に判断することが可能である他の手法が規制改革要望の中で示されなければ、確認方法を変更することは困難であり、慎重な検討が必要である。</p> | <p>規制の維持、改革又は新設の別</p> | <p>維持</p> |
| <p>(規制を改革する場合の改革の方向性)</p> | | | |
| <p>見直し条項</p> | <p>-</p> | | |
| <p>次の見直し時期</p> | <p>-</p> | | |

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

0001

160194701410001

| | |
|------------------------------|--|
| <p>通知・通達等の名称(発信者等を含む。)</p> | <p>「職業安定法等の一部を改正する法律、関係政令等の施行について」(職業安定局長通達 平成11年11月17日職発第815号)の別添「職業紹介事業の業務運営要領」(平成27年3月31日職発0331第28号最終改正) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律、関係政省令の施行について」(女性局長・職業安定局長通達 平成11年11月17日女発第325号、職発第814号)の別添「労働者派遣事業関係業務取扱要領」(平成26年4月1日職発0401第13号最終改正)</p> |
| <p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p> | <p>職業安定法(昭和22年法律第141号)第30条等 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第7条等</p> |
| <p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p> | <p>「職業紹介事業の業務運営要領」は、職業安定法第30条等の解釈等を示したものであり、「労働者派遣事業関係業務取扱要領」は、労働者派遣法第7条等の解釈等を示したものであるため。</p> |

規制シート(様式)

(別紙1)

160194700490001

平成27年6月3日

| | | | |
|--------------------|---|--------------------|---------------------|
| 規制の名称 | 「時間外労働・休日労働に関する協定届」「就業規則」の一括届出時における提出書類の簡素化 | 所管府省 | 厚生労働省 |
| 根拠法令等 | 労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働基準法施行規則(昭和22年8月30日厚生省令第23号) | 担当局課等及び作成責任者の役職・氏名 | 労働基準局 監督課長 秋山 伸一 |
| 規制目的 | 時間外労働・休日労働に関する協定届及び就業規則の届出義務は、管轄の労働基準監督署が各事業場において、適正な法定手続が行われたのか確認し、監督業務を適切に行うための前提となるものであるため、原本の提出義務が義務づけられています。 | | |
| 規制内容の概要 | 上記のとおり、所轄の労働基準監督署長に対して、原本を届け出ることを義務づけておりますが、事業場の事務負担軽減等を鑑み、通達により、一定の要件を満たせば本社を所轄する労働基準監督署長が、受理業務を行い、所轄労働基準監督署長に対して送付することができることとしております。 | 関連する予算 | — |
| 規制の最近の改廃経緯 | 平成15年2月15日基発0215001号、平成15年2月15日基発0215002号により、時間外労働・休日労働に関する協定届、就業規則の本社での一括届出が認められました。 | 関連する政策評価結果 | — |
| 規制を維持、改革又は新設する理由 | 時間外・休日労働に関する協定届及び就業規則の本社一括の届出については、本来、事業場ごとに締結し、各管轄の労働基準監督署長へ届け出る必要があるものを、企業の負担を軽減するため、一定の要件を満たしている場合に、本社管轄の労働基準監督署長へ届け出たことをもって、各労働基準監督署長に届出があったものとして取扱う制度です。 当該一括届出においても、受理した本社管轄の労働基準監督署にまとめて提出された原本を各労働基準監督署に送付し、通常の届出と同様に、各労働基準監督署において、届出状況を把握し、適法な労働条件の確保等の目的から適切に監督指導等を実施するために事業場ごとの原本を保管しております。要望のように原本の提出を不要とする一括届出を認めてしまうと、監督署において届出内容を確認することが出来ず、監督指導等の適切な実施等により、労働条件を確保するという法の趣旨を没却するおそれがあるため、対応することは困難です。また、ご要望の方法により受付を行う場合、本社を含む事業場に対応した部数を本社管轄の労働基準監督署で用意する必要性が生じ、労働基準監督署における業務量が増大することになり、その他の業務に大きな影響を及ぼすと考えられます。 | 規制の維持、改革又は新設の別 | 維持 |
| (規制を改革する場合の改革の方向性) | | | |
| 見直し条項 | | | |
| 次の見直し時期 | | | |

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

0001

160194700490001

| | |
|--|--|
| <p>通知・通達等の 名称(発信者等を含 む。)</p> | <p>平成15年2月15日基発0215001号、平成15年2月15日基発0215002号</p> |
| <p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p> | <p>労働基準法第36条第1項・第89条第1項、労働基準法施行規則第17条第1項・第49条第1項</p> |
| <p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p> | <p>法令上では当該届出は所轄の労働基準監督署長に提出することとされているが、一定の要件を満たした場合は本社一括届出についても所轄の労働基準監督署長に提出したものと解釈しても差し支えない旨を示したものであるため。</p> |

規制シート(様式)

(別紙1)

160194700490002

平成27年6月10日

| | | | |
|----------------------------|--|--------------------------------|-------------------|
| 規制の名称 | 1年単位の変形労働時間制における労働日の特定 | 所管府省 | 厚生労働省 |
| 根拠法令等 | 労働基準法(昭和22年法律第49号) | 担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名 | 労働基準局労働条件政策課長 村山誠 |
| 規制目的 | 1年単位の変形労働時間制において、対象期間における労働日及び労働日ごとの労働時間をあらかじめ特定しなければならないこととすることにより、労働者が生活の予定を立てやすいようにし、もって労働者の仕事と生活の調和を図ること。 | | |
| 規制内容の概要 | 1年単位の変形労働時間制を採用するには、労使協定において、対象期間における労働日及び労働日ごとの労働時間をあらかじめ特定しなければならない。ただし、使用者は、労働日等の特定時には予期しない事情が生じ、やむを得ず休日の振替を行なう必要があるときには、就業規則において休日の振替を必要とする場合には休日を振り替える旨の規定を設け、あらかじめ振り替えるべき日を特定して振り替えること等の条件を満たした場合に、対象期間中における休日の振替を認めている。 | 関連する予 算 | — |
| 規制の最近の改 廃経緯 | — | 関連する政 策評価結果 | — |
| 規制を維持、改革 又は新設する理 由 | 1年単位の変形労働時間制は使用者が業務の都合によって任意に労働時間を変更することがないことを前提とした制度であり、労働者が生活の予定を立てやすいよう、対象期間における労働日及び労働日ごとの労働時間をあらかじめ特定しなければならないこととしており、労働日の特定がない振替は認められない。 | 規制の維 持、改革又 は新設の別 | 維持 |
| (規制を改革する 場合の改革の方 向性) | — | | |
| 見直し条項 | — | | |
| 次の見直し時期 | — | | |

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

0001

160194700490002

| | |
|--|--|
| <p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p> | <p>「1年単位の変形労働時間制を採用した場合における休日振替の取扱いについて」(厚生労働省労働基準局長通達 平成6年5月31日基 発330号、平成9年3月28日基発210号)</p> |
| <p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p> | <p>労働基準法第32条の4第1項及び第2項</p> |
| <p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p> | <p>本通達の内容は労働基準法第32条の4の規定の趣旨を明確化するものであるため。</p> |

規制シート(様式)

(別紙1)

160194700490003

平成27年6月10日

| | | | |
|------------|--|--------------------|-------------------|
| 規制の名称 | 36協定の特別条項に関する基準の設定 | 所管府省 | 厚生労働省 |
| 根拠法令等 | 労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準(平成10年厚生労働省告示154号) | 担当局課等及び作成責任者の役職・氏名 | 労働基準局労働条件政策課長 村山誠 |
| 規制目的 | 法定労働時間を超える延長時間の限度を定めることにより、長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保すること。 | | |
| 規制内容の概要 | 厚生労働大臣は、労働基準法第36条に基づく、労働時間の延長を適正なものとするため「労働基準法第36項第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準(以下「限度基準告示」という。)」を定め、限度基準告示に基づき、必要な助言及び指導を行うことができることとされている。限度基準告示では、一定期間ごとの延長時間の限度(以下「限度時間」という。)を定めており、36協定の延長時間は限度時間を超えないものとしなければならないとされている。ただし、あらかじめ、限度時間以内の一定期間についての延長時間を定め、限度時間を超えて労働時間を延長しなければならない特別の事情(臨時的なものに限る。)が生じたときに限って、一定期間についての延長時間を定めた当該一定期間ごとに、労使当事者間において定める手続を経て、限度時間を超える一定の時間まで延長することができる旨及び限度時間を超える時間の労働に係る割増賃金率を定めた場合には、限度時間を超える延長時間を定めることができる。なお、限度基準告示における限度時間を超える「特別の事情(臨時的なものに限る)」とは、通達において「一時的又は突発的に時間外労働を行わせる必要があるものであり、全体として1年の半分を超えないことが見込まれるもの」と解釈を示している。 | 関連する予算 | — |
| 規制の最近の改廃経緯 | 平成20年の労働基準法の改正により、限度基準告示に定める事項として割増賃金の率が追加され、これに伴って、平成21年に限度基準告示を改正し、限度時間を超えて延長時間を協定する際には、労使当事者は、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めること、その率を法定割増賃金率を超える率とするよう努めること、また、限度時間を超える延長時間をできる限り短くするよう努めることが新たに定められた。 | 関連する政策評価結果 | — |

| | | | |
|-----------------------------------|--|-----------------------|-----------|
| <p>規制を維持、改革 又は新設する理 由</p> | <p>雇用者のうち週労働時間60時間以上の者の割合は平成26年に8.6%で、平成32年時点の政労使目標である5%を上回っているなど長時間労働の実態があり、労働者の健康確保に向けてより一層の取組が求められているため、一定の基準を設ける必要がある。 なお、労働基準法第33条に基づき、災害等の臨時の必要がある場合には、一定の要件の下で36協定の締結等を経ず労働時間の延長が可能であるほか、限度時間を超える場合の時間数についても特段の制限を設けず、労使の合意に委ねるなど柔軟な運用が可能な制度となっている。</p> | <p>規制の維持、改革又は新設の別</p> | <p>維持</p> |
| <p>(規制を改革する場合の改革の方向性)</p> | <p>—</p> | | |
| <p>見直し条項</p> | <p>—</p> | | |
| <p>次の見直し時期</p> | <p>—</p> | | |

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

0001

160194700490003

| | |
|------------------------------|---|
| <p>通知・通達等の名称(発信者等を含む。)</p> | <p>「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準の一部を改正する告示の適用について」(厚生労働省労働基準局長通達 平成15年10月22日基発1022003号)</p> |
| <p>通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項</p> | <p>労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準(平成10年労働省告示154号)第3条第1項</p> |
| <p>通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由</p> | <p>本通達の内容は、「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」第3項第1項に規定する「特別な事情(臨時的なものに限る。)」の内容を解説するものであるため。</p> |

規制シート(様式)

(別紙1)

170201200830001

平成27年11月6日

| | | | |
|----------------|--|--------------------------------|-----------------------------------|
| <p>規制の名称</p> | <p>サブファンドによる対象事業者に対する出資等の決定における(株)農林漁業成長産業化支援機構の同意</p> | <p>所管府省</p> | <p>農林水産省</p> |
| <p>根拠法令等</p> | <p>株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準(平成24年12月11日農林水産省告示第2556号)</p> | <p>担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名</p> | <p>食料産業局 産業連携課長 森田 健児</p> |
| <p>規制目的</p> | <p>農林漁業成長産業化ファンドは、農林漁業者の6次産業化を支援する民間ファンドが十分発達していない中(※)で、国が積極的にリスクを取ることで民間投資を促し、農林漁業の成長産業化を実現していくために設立された高い政策性を有するファンドである。このため、本ファンドを運営する株式会社農林漁業成長産業化支援機構(以下「機構」という。)において、地方金融機関等の出資により設立されたサブファンドの出資実行に対し、法目的を達成するために定めた支援基準との適合性について確認を行うものである。 ※ 平成22年度食料・農業・農村白書において、農業経営向けの融資残高(2010年3月末)のうち一般金融機関の割合は0.2%(農業近代化資金を集計)となっている。</p> | | |
| <p>規制内容の概要</p> | <p>サブファンドによる出資等の支援活動が、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法(以下「機構法」という。)の目的に即したものとなるよう、支援基準において、サブファンドが出資実行を行うに当たって、あらかじめ機構の同意を得るものとされており、機構は同意の申請があったときは、当該対象事業活動が支援基準に適合する場合に同意を行うこととしている。 支援基準では、対象事業活動が満たすべきこととしている事項を以下のように具体的に定めている。</p> <p>(1)多様な地域資源の活用 農林水産物、バイオマスその他の農山漁村・農林漁業に由来する多様な地域資源を活用し、その価値を生かしていくことを目指すもの</p> <p>(2)産業分野の連携 農林漁業を行う法人とは別に設立された2次・3次産業の分野における農林漁業者主体の法人が、農林漁業以外の業種の技術・ノウハウを活用しつつ、農林漁業と一体的に地域資源の価値を高めることを目指すもの</p> <p>(3)新たな市場の開拓 次に掲げるような取組を行い、新たな価値を創造することにより、国内外で新たな市場を開拓していくことが期待されるもの</p> <p>①農林水産物の特色を生かした新商品の開発若しくは販売の方法の改善又は直接販売、輸出その他の新たな販売の方式の導入</p> <p>②国内外で今後の成長が見込まれる健康、医療、観光及び教育の分野において行われる我が国の農山漁村・農林漁業の優位性を生かした取組</p> <p>③農山漁村における再生可能エネルギーの開発、供給又は需要の開拓</p> <p>(4)農山漁村の活性化等への貢献 農林漁業者の所得の確保、雇用機会の創出その他農山漁村の活性化、農林漁業者の経営の安定向上に資するとともに、事業の継続に必要な収益性が確保されることにより、支援決定から一定期間内に出資した資金の回収の可能性が高いものと見込まれるもの</p> | <p>関連する 予算</p> | <p>—</p> |

| | | | |
|--------------------------|--|--------------------|----|
| 規制の最近の 改廃経緯 | — | 関連する 政策評価 結果 | — |
| 規制を維持、改 革又は新設す る理由 | <p>規制改革ホットラインで提案のあった平成26年10月20日の時点で、サブファンドが組成した案件は35件に止まっていたところであるが、その後、機構のサブファンドミーティングや各サブファンドにて行う経営支援委員会における機構の助言・指導等により、出資案件は増えて、機構の業務開始後約2年半で累計71件に達している。これは、機構の同意審査を背景とした多くのサブファンドの支援基準に対する理解が進んだことによるものである。</p> <p>他方で、サブファンドの中には、設立からかなりの期間が経過しているにも関わらず、案件形成に至っていないサブファンドもみられるが、案件形成に至っているサブファンドも多数あることも踏まえれば、同意の基準が明確かどうかではなく、個々のサブファンドの案件形成能力による面があると考えられる。</p> <p>また、機構による同意については、</p> <p>①民間投資がほとんど行われなかった農林漁業分野において、その投資を促すためには、地域色が強い農林漁業を各地で密着して支援をするサブファンドを多数設立する必要があるが、各サブファンドによる支援を政策目的に適合したものとして統一性を保持するためには、機構が支援基準との適合性を確認する必要があること</p> <p>②機構の同意プロセスを経ることが、サブファンドの出資案件形成能力の向上に資する面があること</p> <p>③仮に本同意のプロセスを廃止してサブファンドが自らの判断により出資等を行った場合、後から支援基準に反していることが明らかになったときには、機構は機構法第24条第1項に基づきサブファンドに対する支援決定の撤回を行うことにより、サブファンドはもとより支援対象事業者にとってかえって不利益を被る事態も想定されることなどから、本制度は維持すべきものと考えている。</p> | 規制の維持、改革又は新設の別 | 維持 |
| (規制を改革する場合の改革の方向性) | — | | |
| 見直し条項 | — | | |
| 次の見直し時期 | — | | |

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(様式)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

| | |
|---|----------|
| <p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p> | <p>-</p> |
| <p>通知・通達等へ の委任の根拠 となる法令の条 項</p> | <p>-</p> |
| <p>通知・通達等が 法令の委任の 範囲に入る理 由</p> | <p>-</p> |

規制シート(様式)

(別紙1)

140195300060001

平成27年6月23日

| | | | |
|------------|---|--------------------------------|--------------------|
| 規制の名称 | 酒類販売業免許における通信販売の取扱いに関する規制緩和 | 所管府省 | 財務省 |
| 根拠法令等 | 酒税法第9条、第10条第11号、第11条 | 担当局課等 及び作成責 任者の役職・ 氏名 | 課税部酒税課 課長 稲本 護昭 |
| 規制目的 | 酒税法に基づく免許制の下で、未成年者飲酒防止等の社会的要請と消費者の利便性向上等とのバランスを踏まえ規制しているものです。 | | |
| 規制内容の概要 | <p>酒類の販売業をしようとする場合には、酒税法(以下「法」といいます。)第9条第1項に基づき、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長から酒類販売業免許を受けなければなりません。酒類販売業免許を受けるためには、申請者等が法第10条の各号に定める要件を満たす必要があります。そして、この免許を付与等する場合に、法第11条第1項に基づき、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要がある場合に、販売する酒類の範囲又はその販売方法につき条件を付すことができることとされています。</p> <p>酒類販売業免許のうち、通信販売酒類小売業免許については、その販売できる酒類の範囲を、国産酒類のうち、次のいずれかに該当するもの又は輸入酒類に限ることとしています(法令解釈通達第2編第10条第11号関係4)。</p> <p>① カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における酒類の品目ごとの課税移出数量が、全て3,000キロリットル未満である製造者(以下「特定製造者」という。)が製造、販売する酒類</p> <p>② 地方の特産品等(製造委託者が所在する地方の特産品等に限る。)を原料として、特定製造者以外の製造者に製造委託する酒類であり、かつ、当該酒類の一会計年度における製造委託者ごとの製造委託数量の合計が3,000キロリットル未満である酒類</p> | 関連する予算 | — |
| 規制の最近の改廃経緯 | <p>平成27年3月11日に酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の改正を行い、上記「規制内容の概要」に記載の②の酒類について、通信販売できる酒類の範囲に追加しました。</p> <p>これは、第9回国家戦略特別区域諮問会議(平成26年10月10日開催)において取りまとめられた「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」の中で、「地方の特産品等の販路拡大を図るため、特産品等を原料として、委託により製造された酒類については、受託製造者において前年度の出荷数量が3,000キロリットル以上の品目があっても、インターネットによる通信販売が可能となるよう要件を緩和する。」ことについて、速やかに全国規模の規制改革を進めることとされたことを受けて、現行制度の考え方等と整合性をとりつつ、地域経済の活性化等の観点から、通信販売酒類小売業免許により販売できる酒類の範囲を改正しました。</p> | 関連する政策評価結果 | — |

| | | | |
|---------------------------|---|-----------------------|-----------|
| <p>規制を維持、改革又は新設する理由</p> | <p>規制に関しては、社会情勢に応じ、不断の見直し検討をすべきと考えておりますが、酒類の販売については、致酔性・依存性を有するという特性に鑑み、未成年者飲酒防止等の観点から、対面販売が基本という考え方をとっています。この考え方の下、インターネット等による酒類の通信販売については、消費者の利便性向上にも配慮し、販売できる酒類の範囲から、一般の酒販店等で容易に購入できるものを中心に一部除外しています。</p> <p>平成元年以降に免許を取得した方の免許条件を緩和又は解除すること、つまり、通信販売酒類小売業免許の要件緩和については、小売業免許全体の在り方に係る問題であるとともに、次のことを踏まえる必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年6月にアルコール健康障害対策基本法が施行されたことや未成年者の飲酒による様々な事件・事故が発生する等により、未成年者飲酒防止をはじめとした社会的な要請が高まっていること ・ 以下のような内容を盛り込んだ「健全な飲酒環境の整備に関する請願」が昨年6月20日に衆議院・参議院の両院において全会一致で採択されたこと <p>① 清涼飲料水に近い価格の酒類は、未成年者の飲酒問題につながり、治安の悪化や深刻な家庭内問題などの要因となることから、国は、特殊性を有する酒類の危険な価格競争を終わらせるよう努めること</p> <p>② 国は、地域社会を下支えしてきた中小零細酒販店を狙い撃ちした規制緩和を改め、酒類小売業免許の要件強化の検討をすること</p> <p>(補足)</p> <p>平成元年6月以前は、一般酒類小売業免許を付与する場合、需給調整要件により付与を限定しておりましたが、「通信販売を除く」という免許条件は付していませんでした。これは、その当時は、通信販売で扱われる酒類は地域の特産品や高級品といったものを主としていた等から、酒類の需給に大きな影響を与えるものとは捉えていなかったからです。</p> <p>他方、「規制緩和推進要綱(昭和63年12月13日閣議決定)」において、小売業免許の付与基準の簡素化及び明確化を図る等とされたことを踏まえ、平成元年6月に「酒類販売業免許等取扱要領」が新たに制定されました。その際、酒類の通信販売については、こうした販売方法が一般的に広く採られるようになる場合等には、地域の酒類の需給に大きな影響を与えることになるといった理由から、一般酒類小売業免許を付与する場合には、「通信販売を除く」という免許条件を付すことになりました。また同時に、地域的な特色のある酒類に対する通信販売のニーズを考慮し、一般酒類小売業免許の需給調整規制と未成年者飲酒防止等の社会的要請、消費者利便性向上とのバランスを図りつつ、一般酒類小売業免許の例外として、小規模な酒類製造者が製造する酒類等に限って、通信販売が可能となる通信販売酒類小売業免許が設けられました。なお、平成元年以前に免許を取得した方に対しては、新たに「通信販売を除く」旨の免許条件を付すことはできなかったところです。</p> | <p>規制の維持、改革又は新設の別</p> | <p>維持</p> |
| <p>(規制を改革する場合の改革の方向性)</p> | <p>-</p> | <p>-</p> | <p>-</p> |
| <p>見直し条項</p> | <p>-</p> | <p>-</p> | <p>-</p> |
| <p>次の見直し時期</p> | <p>-</p> | <p>-</p> | <p>-</p> |